

## 川崎市交通局公告第48号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年7月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

尿素水（A d B l u e）10月～3月分（単価契約）

#### (2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

#### (3) 納入場所

上平間営業所、塩浜営業所、井田営業所、鷲ヶ峰営業所

#### (4) 納入期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市における令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「薬品」、種目「化学工業薬品」で登録されていること。

(3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。

(「市内」又は「準市内」に登録されていること。)

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

### 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

#### (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 郡谷

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

#### (2) 配布・提出期間

令和7年7月28日から令和7年8月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

#### (3) 提出方法

持参

### 4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

## 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和7年8月8日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 永松

電話 044-200-3240

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札方法

1リットル当たりの単価に予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

### (2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

#### ア 郵送

(ア) 提出期限 令和7年8月25日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

## イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和7年8月25日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階  
川崎市交通局企画管理部経理課長

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年8月27日 午前9時

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

## (4) 入札保証金

免除

## (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

### (1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりま

せん。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注  
予定数量等を乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加  
算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例  
第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等  
の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者  
心得等は、3（1）の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3（1）に同じです。